参考様式N（軽微変更 12 条公告）

袋井市公告

袋井市農業振興地域整備計画の一部を次のように変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項で準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき公告し、変更後の袋井市農業振興地域整備計画書を同法第 13 条第 4 項で準用する第 12 条第 2 項の規定に基づき、袋井市役所において縦覧に供します。

令和 8 年 5 月 29 日

袋井市長　大 場 規 之　（静岡県袋井市長之印）

1　農用地区域の変更

袋井市農業振興地域整備計画書の第 2 の 2 の(1)の表中「地区記号、区域番号」欄の各項の｛除外する土地」／「農用地区域に含めない現況農用地等の土地」｝欄を以下のように変更する。

地区記号 区域番号	｛「除外する土地」 「農用地区域に含めない現況農用地等の土地」｝欄の変更事項
＼	＼

2　用途区分の変更

袋井市農業振興地域整備計画書の第 2 の 2 の（2）の表中「地区記号、区域番号」欄　の各項の「用途区分」欄を下表のように変更する。

地区記号 区域番号	「用途区分」欄の変更事項
D－2	次の土地の農業上の用途区分を農地（田）から農業用施設用地に変更する。 ・袋井市豊住字谷田 4048 番 1　（田）537 ㎡ ・袋井市豊住字谷田 4049 番 1　（田）712 ㎡ ・袋井市豊住字谷田 4050 番 1　（田）802 ㎡ 合計 2,051 ㎡

●縦覧方法についての留意点：縦覧に供する市町農業振興地域整備計画書又はその写しは、市町の主たる事務所に常時備え付けておくとともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供するものとする。